ては、南緯九度五十九分三十六秒以北）のインド洋の海域をいう。）において操業するものに、同条第十二号に規定する漁業に従事する船舶にあつては浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）及び釣りによつてかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（総トン数十トン以上百二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）に従事するものに限る。

［削る］

三　漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第三十四条の許可を受けて行う鯨類の資源調査に従事する船舶

四　［略］

五　［略］

［２　略］

別記

第十三号様式の八（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第十条の六関係）

請　求　書

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	船員手帳の番号	備　考
都（何道府県）何郡（市）（区） 何町（村）何番何号				

当何々丸は、遠洋区域を航行区域とする（公職選挙法施行規則第十七条の二第何項第何号の規定に該当する）船舶であり、何年何月何日、何々に向け、何々港を出港し、何年何月何日、何々港に帰港する予定であるが、当何々丸に乗り組む右の船員から第何回衆議院議員総選挙（第何回参議院議員通常選挙）について公職選挙法施行令第五十九条の六第一項の申出を受けたので、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求します。

何年何月何日

船舶の名称　何　々　丸
船舶内に設置された投票の送信に用いるファクシミリ装置の番号
船舶の所有者　住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号
氏　名（名　称）
船　長　住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号
氏　名
〔船長代理者　住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号
氏　名〕

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会委員長あて

同項第九号に規定する漁業に従事する船舶にあつては近海まぐろ漁業（浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業をいう。ただし、総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）に従事するものに限る。

三　特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第一条第一項第六号又は第八号に規定する漁業に従事する船舶。ただし、同号に規定する漁業に従事する船舶にあつては、総トン数三十トン以上のものに限る。

四　漁業法施行規則（昭和二十五年農林省令第十六号）第一条の許可を受けて行う鯨類の資源調査に従事する船舶

五　［同上］

六　［同上］

［２　同上］

別記

第十三号様式の八（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第十条の六関係）

請　求　書

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	船員手帳の番号	備　考
都（何道府県）何郡（市）（区） 何町（村）何番何号				

当何々丸は、遠洋区域を航行区域とする（公職選挙法施行規則第十七条の二第何項第何号の規定に該当する）船舶であり、何年何月何日、何々に向け、何々港を出港し、何年何月何日、何々港に帰港する予定であるが、当何々丸に乗り組む右の船員から第何回衆議院議員総選挙（第何回参議院議員通常選挙）について公職選挙法施行令第五十九条の六第一項の申出を受けたので、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求します。

何年何月何日

船舶の名称　何　々　丸
船舶内に設置された投票の送信に用いるファクシミリ装置の番号
船舶の所有者　住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号
氏　名（名　称）
船　長　住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号
氏　名
〔船長代理者　住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号
氏　名〕

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会委員長あて